

## 福岡県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色ない待遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする。

### (交付の対象事業者及び対象者)

第3条 この補助金は、以下のいずれかに該当する介護サービス事業所等を交付対象とする。

- (1) 別表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱（令和7年12月25日老発1225第3号別紙。以下「実施要綱」という。）」6（1）の要件を満たすもの
- (2) 別表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6（2）の要件を満たすもの
- (3) 別表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6（3）の要件を満たすもの

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6か月分の補助額を算出することとする。

なお、以下の介護サービス事業所等は本補助金の対象外とする。

- ・ 令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
- ・ 実施要綱8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
- ・ 別表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において介護職員等待遇改善加算（以下「待遇改善加算」という。）に相当する加算が設けられている場合に限る。）並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

2 本事業の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 実施要綱6(1)①、実施要綱6(2)②、又は実施要綱6(3)の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。
- (2) 実施要綱6(1)②又は③若しくは(2)②又は③の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。）を対象とする。

（補助対象経費及び交付の対象となる事業実施期間）

第4条 この補助金の対象経費は、次に掲げる経費とする。

（1）賃金改善経費

ア 賃金改善の方法

本事業の対象となる介護サービス事業所等を運営する介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、サービス類型及び実施要綱6の補助金の要件別に設定された別表1、別表2及び別表3に掲げる交付率のうち、賃金改善経費分として設定された交付率により算出された補助額に相当する介護従事者の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）をいう。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。ただし、実施要綱6(1)②又は(2)②の要件を満たす介護サービス事業所等を運営する介護サービス事業者等においては、別表1及び別表2に掲げる交付率のうち、第5欄に掲げる交付率により算出された補助額については、介護職員への配分を基本とするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な待遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいが、介護サービス事業所等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

イ その他

（ア）賃金改善方法の周知について

本補助金を申請する介護サービス事業者等は、対象となる介護サービス事業所等における賃金改善を行う方法等について、申請書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護従事者に周知すること。

介護従事者から本補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員

の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

(イ) 労働法規の遵守について

介護サービス事業者等は、本補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

(2) 職場環境改善等経費

介護サービス事業者等（実施要綱6（1）③又は実施要綱6（2）③の要件を満たす介護サービス事業所等を運営する介護サービス事業者等に限る。以下この（2）において同じ。）は、別表1及び別表2に掲げる交付率のうち、第6欄に掲げる交付率により算出された補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善等経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。

また、介護サービス事業者等は、別表1及び別表2に掲げる交付率のうち、第6欄に掲げる交付率により算出された補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他 の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業者等については、その他の職員を含む。）の賃金改善に充てることができる。賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準を低下させてはならない。

介護サービス事業者等は、当該事業所における職場環境改善等経費に係る賃金改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から職場環境改善等経費に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

2 補助金の交付の対象となる事業実施期間は、基準月から令和8年12月28日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、実施要綱5の規定により算出された額とする。

(補助金の要件)

第6条 事業者が補助事業を実施するに当たっては、実施要綱6に定める要件を満たさなければならない。

(交付の除外要件)

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金に係る証拠書類の管理については、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び次のイ及びロの書類を5年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
  - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
  - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- (3) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(計画書の提出)

第9条 補助事業を実施する事業者は、実施要綱8（1）の規定に基づき、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）を作成し、別に指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 事業者は、計画書に変更（実施要綱8（4）に定める場合に限る。）があった場合、実施要綱8（4）の規定に基づき、計画書の変更を届け出なければならない。

(申請手続)

第10条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する計画書を提出した上で、様式2-4により知事に申請しなければならない。

- 2 前項の申請については、事業者が基準月の介護報酬の請求を福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に行うことにより、様式2-4の提出に代えることができる。

#### (交付決定の通知)

第 11 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

2 前項の通知については、国保連が補助金の支払額通知書を事業者に送付することにより、これに代えることができるものとする。

#### (交付決定の取消)

第 12 条 知事は、事業者が第 7 条に規定する団体であることが判明した場合又は第 8 条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

#### (補助金の返還)

第 13 条 知事は、補助金の交付を受ける事業者が次の（1）又は（2）に該当する場合は、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助金の補助額に相当する賃金改善や職場環境の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

#### (実績報告)

第 14 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 1 か月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 か月を経過した日）又は令和 8 年 12 月 28 日のいずれか早い日までに、実施要綱 8（2）の規定に基づき、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適當であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

#### (事業変更の承認)

第 16 条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、様式 4 及び様式 5 により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付す

ることができる。

(事業の中止又は廃止)

第 17 条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式 6 により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第 18 条 この補助金の請求については、事業者が計画書に記載した基準月において提出した介護報酬の請求を国保連に行うことで、第 5 条に規定する方法により算定された補助金額について、概算払の請求がなされたものとみなす。

2 知事は、第 1 項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱が定めるもののほか、本事業の円滑かつ適切な実施に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 20 日から施行し、令和 7 年度及び令和 8 年度の補助金に適用する。